特集②

「言論の自由」の行方

侮辱罪の法定刑引き上げ、論点を考える

七月七日に施行された、侮辱罪の法定刑の上限引き上げ。ネット上での誹謗中傷が背景としてあげられるが、表現の自由が脅かされるとの声も聞こえてくる。私たちはいま、言論の在り方をどう考えるべきか

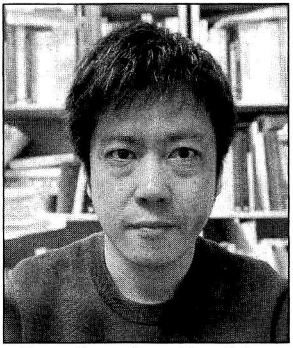

曽我部真裕（そがべまさひろ）

（京都大学大学院法学研究科教授）

1974年生まれ。京都大学法学部、同大学院法学研究科修士課程修了、博士課程中退。司法修習生、京都大学大学院法学研究科講師、准教授を経て、2013年から現職。放送倫理・番組向上機構（BPO）放送人権委員会委員長、情報法制研究所（JILIS）理事などを務める。著編著に『情報法概説』（共著、弘文堂）、『憲法Ⅰ 総論・統治』『憲法Ⅱ 人権』（共著、日本評論社）などがある。

なぜ反対や慎重さを求める意見が目立ったか

二〇二二年（以下、同年の出来事については原則として表記を省略する）六月十三日、侮辱（ぶじょく）罪の法定刑の引き上げなどを内容とする刑法改正案が成立し、この点に関しては七月七日に施行された。侮辱罪は刑法二三一条であり、改正後は、「事実を摘示（てきじ）しなくても、公然と人を侮辱した者は、一年以下の懲役（ちょうえき）若しくは禁錮（きんこ）若しくは三十万円以下の罰金又は拘留（こりゅう）若しくは科料に処する」という規定である。傍線部が改正によって追加された部分であり、要は、従来、拘留（一日以上三十日未満のあいだ、刑事施設に拘置するもの）、科料（千円以上一万円未満を科する財産刑）というかなり軽い刑が科されるにとどま

っていた侮辱罪について、懲役や禁錮も含む、より重い刑をも科しうるとするものである。

なお、刑法二三〇条は名誉毀損罪の規定であり、こちらは「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する」(同条一項)などとする。名誉毀損と侮辱との主な違いは「公然と事実を摘示」するかどうかという点にある。

さて、侮辱罪に関する今回の法改正の話に戻ると、犯罪の成立要件はそのままで、法定刑を一定程度引き上げるだけの内容であるにもかかわらず、反対あるいは慎重さを求める意見も目立った。日本弁護士連合会が包括的な批判的意見書(「侮辱罪の法定刑の引上げに関する意見書」〈三月十七日〉)を公表したほか、報道各社の社説でも「侮辱罪の厳罰化　言論封殺の危惧を持つ」(『東京新聞』五月十四日)という明確な反対意見のほか、「慎重さが必要な侮辱罪の運用」(『日本経済新聞』六月十九日)、「厳罰化された侮辱罪　言論の萎縮　招かぬ運用を」(『毎日新聞』六月二十四日)といった論調が目立つ。

本稿では、なぜこのような意見が出されているのか、また、それは妥当かといった点に留意しつつ、この間の経緯と課題について整理してみることとしたい。

法改正までの経緯

出発点は「テラスハウス事件」である。フジテレビが制作し、Netflixおよび同局で配信・放送されていた人気リアリティ番組に出演していたプロレスラーの木村花氏が、番組中の言動を理由にSNS上、あるいはダイレクトメッセージを通じて多数の誹謗中傷を受け、二〇二〇年五月二十三日に自死に至った(なお、このような事態となった背景として、当時は新型コロナウイルス感染危機の初期で、本業たるプロレス興行が大打撃を受けていたことなどもあるとみられる)。

インターネット上の誹謗中傷問題はいまに始まったものではないが、政治レベルも含めて本格的な政策的対応が必要だと認識させたのはこの事件であった。六月には自民党や公明党のプロジェクトチームによる提言がなされ、そのなかにはプロバイダ責任制限法の改正(その後、二〇二一年四月に発信者情報開示制度に関する規定の改正が実現し、二〇二二年十月に施行される)や、本稿のテーマである侮辱罪に関する規定の検討が盛り込まれている。

侮辱罪の規定の検討については、法務省内部での準備ののち、二〇二一年九月、法務大臣から今回の改正内容と同一の改正の是非について法制審議会（法制審）に諮問がなされた。法制審は、刑法や民法など基本法の改正の際に諮問のなされる格式の高い諮問機関である。

法制審では部会（刑事法〈侮辱罪の法定刑関係〉部会。構成員のほぼ全員が刑事法関係の研究者・実務家である）を設置して二回の会議を開き、二〇二一年十月二十一日、諮問された改正内容は妥当だとする答申を古川禎久法務大臣に対して行なった。

その後、二〇二二年三月には法案が国会に提出され、冒頭に述べたとおり六月に成立、七月に施行された。これに対して立憲民主党は対案を衆参両院で提出、日本維新の会も「インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案」を衆議院に提出した（ただし、この法案は侮辱罪に関するものではない）。

以上が経過である。次に主な論点を紹介したい。

法定刑の引き上げ、とくに懲役・禁錮刑導入の是非

今回、賛否が分かれた主な点の一つが、法定刑を引き上げること自体、とくに懲役・禁錮刑（以下、たんに懲役刑とする。なお、今回の刑法改正で今後、両者を一本化することとされた）を科すことの是非である。冒頭にみたように、改正前は、侮辱に対しては拘留または科料を科しうるにとどまっていた。たしかに、従来も拘留というかたちで、短期間ではあるが身柄を拘束する刑罰が定められていたものの、侮辱罪にかぎらず実際には拘留刑はほとんど使われておらず、すべての犯罪を通じて、毎年、片手で数えられる程度である。そこで、侮辱罪についても従来、実際上はほぼもっぱら科料が宣告されてきた。そこに、一年以下の懲役刑を導入するインパクトは小さくない。

懲役刑を導入する理由としては、当然ながら、インターネット上のものを中心とする誹謗中傷の深刻化に対処するため、名誉毀損罪に準じた刑罰に引き上げるといったものである。

これに対しては、政治家に対する批判などの表現活動の萎縮につながるとの批判がなされている。この批判にはいくつかのポイントが含まれる。一つは、単純に一般論として、刑が重くなればなるほど萎縮の度合いが高まるということがあろう。

第二に、逮捕が可能になるということがある。じつは、すべての犯罪の嫌疑がある場合に逮捕ができるわけではない。三十万円以下の罰金以下の刑しか予定されていない犯罪については、住所不定など特別の理由がある場合にしか逮捕ができない（刑事訴訟法一九九条一項、二一七条）。侮辱罪は従来これにあたっていたところ、今回の改正によってこうした限定が外れることになる。

政治家批判など正当な表現活動について、最終的には裁判所によって無罪とされるとしても、強引な捜査で逮捕されることは考えられる。一般人にとっては逮捕されるだけで尋常なことではないことは明らかであり、萎縮につながる、というわけである。

第三の批判として、国際人権法上問題だというものがある。国際人権規約のうち自由権規約によって設けられた自由権規約委員会は、表現の自由の観点から「締約国は、名誉毀損を犯罪の対象から外すよう検討しなければならない。またどのような場合でも、刑法の適用が容認されるのは最も重大な事件に限られなければならず、拘禁刑は決して適切な刑罰ではない」という見解を示しているが（一般的意見三四）、今回の改正はこれに反するというのである。ただ、この見解自体、拘禁刑をまったく否定しているわけではなく、また主要国でも侮辱に対して拘禁刑を設けているところはあるため、決め手とは言い難い。

第一の批判は、一般論としてはありうる指摘だが、結局は現在の侮辱の状況が、一年以下の懲役刑をもって対処するにふさわしいものかということによって評価されるべきだろう。この点に関連して、インターネット上の侮辱については、「テラスハウス事件」でも示されたように、被害者に多大な精神的なダメージを与える点で悪質なのだという指摘（法制審における小池信太郎教授の発言）が注目される。読者は、当たり前のことを述べた発言だと思われるだろうが、じつは侮辱罪の趣旨からするとそうではない。もともと侮辱罪は、社会的な評価を貶めることから個人を保護すること（外部的名誉の保護）を趣旨としている。精神的なダメージからの保護を重視する上記の指摘は、こうした侮辱罪のもともとの趣旨を踏み出す理解を示す。なお、こうした被害の実相を正面から捉えた犯罪を創設すべきではないかという意見もあり、中長期的課題としては傾聴に値する。

第二の批判にある不当捜査のおそれに関しても、侮辱罪の事案でも逮捕の事案でもないが、二〇一九年の参院

選の選挙期間中、安倍晋三元首相の演説中に野次を飛ばした市民が警察に排除された事例（札幌地裁二〇二二年三月二十五日判決で排除は違法だとされた）などをみると、まったくの杞憂とはいえないかもしれない。とはいえ、はるか以前から懲役刑を定めている名誉毀損罪において不当逮捕の事例は知られていないことも踏まえると、この点をもって懲役刑の導入を否定しうるかは微妙である。

なお、法案審議中、政府統一見解が取りまとめられている（法務省・警察庁「現行犯逮捕、侮辱罪の成否等に係る政府統一見解」〈二〇二二年五月〉。その内容は法務省ウェブサイト「侮辱罪の法定刑の引上げQ&A」〈以下、「法務省Q&A」という〉に反映されている）。それによれば、侮辱罪について現行犯逮捕される場合は、法律上は可能であっても「実際上は想定されない」という（法務省Q&AのA12参照）。逮捕状による逮捕は想定されうることになる。

なお、以上は懲役刑の導入による影響について述べたものであるが、罰金刑の導入についても簡単に述べておく。まず、これまでの侮辱罪による処罰の多くは前述のとおり拘留ではなく科料であり、しかもほとんどがその上限に近い九千円台の量刑である。こうした状況からして、科料では対応できず、罰金刑の導入が必要なこと自体には異論は少ない。

そして、それによって公訴時効が一年から三年に延長される点も評価されている（公訴時効は法定刑に応じて自動的に決まる〈刑事訴訟法二五〇条二項〉）。民事訴訟における発信者情報開示の場合だけではなく、犯罪捜査においても発信者の特定には時間を要する。「テラスハウス事件」で立件されたのが二件にとどまったのは「公訴時効の壁」が大きな要因であったことからすれば、この点は評価すべき改正であるといえる（その他の点も含め、法務省Q&AのA11参照）。

侮辱罪の成立範囲に関する議論

もう一つの大きな論点は、侮辱罪が成立するのはどのような場合なのか、という問題である。侮辱罪は一九〇七年の刑法制定のとき（あるいはそれ以前）から存在する犯罪であるから、いまさらなぜそのようなことが問題になるのかと疑問に感じる読者も多いだろう。しかし、侮辱罪に関する判例や学説の積み重ねは、じつはそれほ

ど多くない。

とりわけ、表現の自由の不当な制限につながらないような侮辱罪の適切な解釈のあり方については、現実に問題となることがほとんどないことから、これまで議論がなかった。これに対して、名誉毀損罪との関係ではこの点は盛んに議論され、法律上対応されているほか、判例による解釈も示されている。

すなわち、刑法二三〇条の名誉毀損罪の規定に続き、二三〇条の二第一項では、問題となった表現が名誉毀損に該当する場合でも、①公共性、②公益目的、③真実性が認められれば処罰しないとしている（真実性の法理）。また、最高裁は③に関して、結果的に法廷で真実性の証明ができなくとも、十分な取材を行なったこと（正確には「真実と信じるについての相当の理由」）が証明できれば処罰しないとしている（誤信相当性の法理）。要は、政治家批判などの公共の事柄について相応の根拠のある事実を述べる表現は、名誉毀損に当たるとしても保護されることが明確である。

これに対して侮辱罪の場合にはこうした判断方法が確立しておらず、上記二三〇条の二のような規定も存在しない。しかし、政治家批判などの公共の事柄について、激しい言葉で非難することは、一定限度内では表現の自由として許されなければならない。十分な取材に基づく理路整然とした批判だけが表現の自由として許されるという考え方は、表現の自由の享受を一部の人びとに限定するもので妥当ではないだろう。

もっとも、どの範囲の表現までが保護されるのか、その基準を明らかにすることは容易ではない。先にも言及した政府統一見解は、「『侮辱』にいかなる行為が当たるかという一般論としての基準については、侮辱罪で有罪が確定した裁判例により、その処罰範囲の概念は明確になっている」とするが（法務省Q&AのA8参照）、疑問である。

では、どう考えるべきだろうか。たとえば、法制審で池田綾子弁護士が、公務員に対する侮辱は罰しないこととしてはどうかという発言をしている。公務員に関しては名誉毀損だといえる程度のものであって初めて処罰できるとするのは、侮辱罪の成立範囲の曖昧さを考えれば一つの見識だと思われるが、今回の改正で侮辱罪もそれなりの重さで処罰されることになることからすればそこまで割り切るには躊躇も残る。

また、侮辱罪にも刑法二三〇条の二の免責規定を適用

すべきだとの意見もありうる（立憲民主党の法案はこれにやや近い）。しかし、刑法二三〇条の二は「事実」（ここで「事実」とは、意見・論評と対になる意味でのそれであり、「真実」という意味ではない。ここでいう「事実」には、真実と虚偽の事実とが含まれる）の表現に関するものである。ところが侮辱罪は「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した」場合に成立するものであるから、侮辱罪に刑法二三〇条の二の免責規定を及ぼすことは不可能である。

結局、「法令又は正当な業務による行為は、罰しない」とする刑法三五条の一般規定によって、正当な表現は保護される点については異論がないが（法務省Q&AのA9、10参照）、どのような場合がそれに当たるのかということについての基準ははっきりしないままである。この点、法制審では、民事上の不法行為についての公正な論評の法理を踏まえ、民事上の不法行為責任よりも広く侮辱罪の成立が認められることはないとされ、政府統一見解などにも反映されているが（法務省Q&AのA10〈3〉）、民事名誉毀損と侮辱罪との差異が踏まえられた議論なのかどうかは不明であり、法制審でもう少し踏み込んだ議論をすべきであった。もっといえば、民法や憲法の研究者も参加させるべきであった。

三年後の検証に向けて

今回の法改正の評価の際には、①誹謗中傷対策としての実効性が発揮できるかどうか、②捜査権や刑罰権の濫用によるものも含め、表現への不当な萎縮効果が生じるかどうか、といったことが問題となる。今回の改正は三年後に検証を行なうこととなっている（附則）。それに向けて法律の適用状況に注目していく必要がある。

①に関しては、積極的な摘発とそれが報道されることによる啓発効果がどの程度発揮されるかが重要だろう。これまで、民事であれ刑事であれ、ネット上の誹謗中傷で責任を問われた者は、反省よりも「皆やっているのになぜ自分だけが」という思いが先立ちがちだともいわれる。刑事責任の追及やその他の対策を通じて、こうした意識が変わっていくのかどうかが注目される。②については、名誉毀損の例をみれば捜査権・刑罰権の濫用の現実的なリスクは一般的には高くないだろうが、個別事例において逸脱がないかどうか、しっかり監視していく必要がある。